

老齢・障害・遺族給付支給停止申出書
〔 年金の受給を停止するための申出書 〕

51		基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。											
① 個人番号(または基礎年金番号)		4	5	6	7	8	9	0	1	2	3		
② 年金コード		1	3	5	0								
③ 生 年 月 日		明治・大正・昭和・平成・令和						4	1	0	9	0	8
④ 停止の申出を行う年金の名称を○で囲んでください。記入している年金以外について停止の申出を行う場合は、停止の申出を行う年金の名称を()内にご記入ください。		老齢基礎年金 ・ 障害基礎年金 ・ 遺族基礎年金 老齢厚生年金 ・ 障害厚生年金 ・ 遺族厚生年金 上記以外 () (年金の名称は裏面を参照してください。)											
※ 機 構 記 入 欄	停止 51	停止年月日				事由 18	停止申出する部						
		年	月	日	基礎		付加	上乘	独自				

令和 8 年 8 月 18 日 提出

郵便番号 177 - 0041

住 所 東京都練馬区石神井町三丁目1234 石神井さくらハイツ205号

(フリガナ) スズキ ナオコ

氏 名 鈴木 直子

自宅の電話番号 (03) - (6543) - (1234)

(裏面の「記入上の注意」をよく読んでからご記入ください。)

【個人番号(マイナンバー)により申出する際の添付書類について】

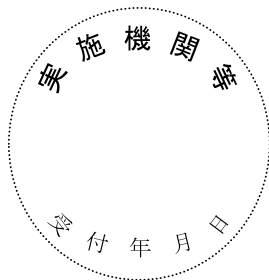
本人が窓口で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください^{※1}。

① マイナンバーが確認できる書類:個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

② 身元(実存)確認書類:運転免許証、パスポート、在留カードなど^{※2}

※1 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカード表裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。



記入上の注意

- 1 太枠内をご記入ください。
- 2 この申出書で2以上の年金の支給停止の申出をすることができます。
ただし、同一支給事由の厚生年金の受給権を複数有する場合は、すべての厚生年金の支給停止を同時に申出をしたことになります。
- 3 ③の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日が、たとえば、昭和10年8月1日の場合は、

「

明治・大正・ 昭和 ・平成・令和	年	月	日
1 : 0	0 : 8	0 : 1	

」 のようにご記入ください。

- 4 黒インクのボールペンでご記入ください。
- 5 ④で()内に年金の名称を記入するときは、次から選んでご記入ください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 国民年金
寡婦年金、付加年金2 厚生年金保険
特例老齢年金、特例遺族年金3 旧法国民年金
老齢年金、通算老齢年金、障害年金、寡婦年金4 旧法厚生年金保険
老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金、寡婦年金、^{かん}鰥夫年金5 旧法船員保険
老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金、養老年金、寡婦年金、^{かん}鰥夫年金6 統合共済年金（厚生年金保険に統合された旧公共企業体(JT、JR、NTT)および旧農林漁業団体職員の共済組合の共済年金）
退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金 |
|--|

※ 年金の支給は、この申出書を年金事務所等で受付した月の翌月分から停止されます。